

奈良市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 4 年 5 月 30 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

下水道事業課

監査結果公表日 令和 4 年 3 月 30 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 令和 4 年 5 月 26 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>開発寄附金における、奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 45 年奈良市条例第 16 号）及び同施行規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 7 号）に規定する減免申請に対し、減免を承認決定する際の決裁権者について、減免額から判断して管理者決裁とすべきところを課長専決としていた。</p> <p>奈良市企業局事務専決規程（昭和 41 年奈良市企業局管理規程）の規定に従い、正しい決裁区分とされたい。</p>	<p>開発寄附金に係る減免の承認決定については、「奈良市企業局事務専決規程」の規定に従い、決裁区分を 1 件当たりの減免額から判断するよう令和 4 年 3 月 22 日決裁分から事務処理を改めた。</p>